

## 相談

# 外国(欧米・アジア)の 会社との国際取引契約で 気を付けることはありますか？

外国の会社と国際取引を始めるのですが、外国の会社は企業文化が全く異なるため、将来トラブルが発生する可能性がありますと考えています。将来の紛争に備えて、契約書にはどのような条項を入れるべきでしょうか？

## ④ 私がお答えします。

コンサルタント 弁護士(日本国・米国ニューヨーク州)・弁理士  
阿部 隆徳 氏



2年間の米国留学経験を活かし、国内外での幅広い実績を持つ。得意分野は知的財産関係(最近ではwinny事件を担当)。弁護士・弁理士としての活動のみならず、論文の執筆、講演と多忙な日々を送っているため、ここしばらくは趣味のテニスもずっとお預け状態なのだとか。

国際取引契約書には、「紛争処理条項」を入れておくことが必須です。これは、契約当事者間に紛争が生じた場合に、訴訟(ある国の裁判所における裁判官の判断)により解決するか、仲裁(世界各地の仲裁機関における仲裁人の判断)により解決するかを規定しておく条項です。訴訟で解決する場合には、どこの国の裁判所で解決するかという裁判管轄条項を明記する必要があります。日本企業が欧米企業と取引を行う場合には、例えば米国裁判所を管轄地とする契

約書へのサインを迫られることが多いと言えます。しかし、裁判もホームグラウンドで戦った方が有利ですから、日本の裁判所を管轄地とする方が一般的には得策です。

また、アジア企業との取り引きでは日本の裁判所を管轄地とすることが多いですが、裁判管轄条項を記載し忘れる例もよく見られます。この場合は、相手の国において裁判をしなければならない可能性が高まります。

例えば、日本企業が台湾企業を日本の裁判所で訴えた国際取引紛争事件において、契約書に裁判管轄条項がないことから、日本の裁判所では裁判ができないとの判決が出ました。

アジアでも中国の会社と契約する際は、中国の裁判所は日本の判決を承認・執行しませんので、中国での裁判か、仲裁を選ばなければなりません。仲裁を選択する場合には、仲裁機関・仲裁地・言語等を記載します。仲裁機関には、パリにある国際商業会議所(ICC)・米国にある米国仲裁協会(AAA)等があります。

例えば、ICCを選び、仲裁地を大阪、言語を日本語とすることも可能です。一度仲裁を選ぶと、裁判はできません。最近手掛けた特許ライセンス料支払請求事件では、契約書に仲裁条項があるにも関わらず、相手方企業は日本の裁判所に裁判を起しましたが、日本の裁判所には管轄がなく、仲裁によらなければならないとの判決が出ました。

## いろいろな経営の悩みにお応えします！

司法書士や税理士など、さまざまな分野の専門家にインターネットで相談できる「オンライン相談」、直接お越しいただく「面談」などを無料で行っていきます。どんどんご活用ください。

大阪産業創造館 経営相談サービス「あきない・えーど」  
<http://www.sansokan.jp/akinai/> TEL 06-6264-9838